

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託に係る
プロポーザルの審査結果について

豊二、南山田、佐竹台、津雲台の4か所の留守家庭児童育成室について、令和7年度から運営を業務委託する事業者を公募した結果、豊二については4者、南山田については3者、佐竹台については2者、津雲台については3者の事業者から応募がありました。

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会（以下「委員会」という。）において事業者の提案を厳正に審査し、一次審査を通過した上位3事業者を対象に二次審査を実施し、委託予定事業者を決定しました。

1 業務名及び選定結果

- (1) 業 務 名 称：吹田市立豊二留守家庭児童育成室運営業務
委託予定事業者：大阪府大阪市北区堂島1-5-17
株式会社セリオ
代表取締役 黒崎 泰司
- (2) 業 務 名 称：吹田市立南山田留守家庭児童育成室運営業務
委託予定事業者：東京都港区南青山3-1-30
株式会社パソナフォスター
代表取締役社長 長畑 久美子
- (3) 業 務 名 称：吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室運営業務
委託予定事業者：福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号
株式会社テノ. コーポレーション
代表取締役 池内 比呂子
- (4) 業 務 名 称：吹田市立津雲台留守家庭児童育成室運営業務
委託予定事業者：東京都港区南青山3-1-30
株式会社パソナフォスター
代表取締役社長 長畑 久美子

2 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 募集及び選定の日程

- (1) 募集期間
令和6年4月25日（木）から同年5月31日（金）まで
- (2) 一次審査
令和6年7月6日（土）
- (3) 二次審査
令和6年7月20日（土）

4 委員会

(1) 委員

- ア 学識経験者 2人
- イ 教育関係者又は児童福祉関係者 1人
- ウ 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人
- エ 吹田市立の小学校の校長 1人

(2) 特別委員

当該留守家庭児童育成室に入室する児童の保護者 2人以内

5 一次審査

(1) 書類審査

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」、「収支計画書」等の提案書類をもとに委員会が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【一次審査用】」を基に総合的に評価して得点化し、出席委員の半数以上から650点以上の採点合計を獲得した事業者を二次審査の対象者として選定。ただし、選定事業者が3者を超える場合には、1位と順位付けした委員数が多い事業者を上位とし、上位3位までの事業者を対象者として選定し、3位が同数となった場合は、複数通過も可とする。なお、1位と順位付けした委員数で選定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として選定。

(2) 審査結果

- ア 吹田市立豊二留守家庭児童育成室運営業務
応募事業者4者中、3者を二次審査対象者として選定しました。
- イ 吹田市立南山田留守家庭児童育成室運営業務
応募事業者3者中、3者を二次審査対象者として選定しました。
- ウ 吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室運営業務
応募事業者2者中、2者を二次審査対象者として選定しました。
- エ 吹田市立津雲台留守家庭児童育成室運営業務
応募事業者3者中、3者を二次審査対象者として選定しました。

6 二次審査

(1) プレゼンテーション

一次審査通過事業者によるプレゼンテーションとヒアリングを行い、委員会がその内容について「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準【二次審査用】」を基に総合的に評価して得点化し、プレゼンテーション・ヒアリング審査については、出席委員の半数以上から配点合計が650点以上かつ出席委員の採点のうち、最上位と最下位の採点を除外した採点合計の平均が650点以上であり、かつ評価項目3『留守家庭児童育成室の

運営方針について』及び8『指導員体制について』の各審査基準において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けておらず、その他の評価項目においても、出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていないという全ての条件を満たす事業者のうち、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定。更に会計項目については、採点合計が60点以上かつ各審査基準において、「劣っている」の評価を2つ以上受けていない事業者を選定。

プレゼンテーション・ヒアリング審査、会計項目においていずれも選定された事業者を最優秀提案者として選定しました。

(2) 審査結果

ア 吹田市立豊二留守家庭児童育成室運営業務

事業者	委員							1位と順位付けした委員数(人)	プレゼン	最上位と最下位を除いた平均点	会計	評価項目別の満たすべき基準
	A	B	C	D	E	F	G		委員半数以上から650点以上		60点以上	
(株)セリオ	794	778	740	741	776	755	800	7/7	○	768.8	○	○
b	774	775	725	719	723	714	787	0/7	○	743.2	○	○
c	650	662	664	643	629	711	616	0/7	○	649.6	×	○

3事業者審査した結果、株式会社セリオを最優秀提案者として選定しました。

イ 吹田市立南山田留守家庭児童育成室運営業務

事業者	委員							1位と順位付けした委員数(人)	プレゼン	最上位と最下位を除いた平均点	会計	評価項目別の満たすべき基準
	A	B	C	D	E	F	G		委員半数以上から650点以上		60点以上	
(株)パソナフォスター	791	763	714	698	731	650	713	5/7	○	723.8	○	○
b	696	706	667	651	673	727	652	0/7	○	678.8	○	○
c	782	731	718	680	686	736	687	2/7	○	711.6	○	○

3事業者審査した結果、株式会社パソナフォスターを最優秀提案者として選定しました。

ウ 吹田市立佐竹台留守家庭児童育成室運営業務

事業者	委員							1位と順位付けた委員数(人)	プレゼン	最上位と最下位を除いた平均点	会計	評価項目別の満たすべき基準
	A	B	C	D	E	F	G		委員半数以上から650点以上		60点以上	
(株)テクノコーポレーション	782	731	718	680	686	714	750	7/7	○	719.8	○	○
b	696	706	667	651	673	686	735	0/7	○	685.6	○	○

2事業者審査した結果、株式会社テクノコーポレーションを最優秀提案者として選定しました。

エ 吹田市立津雲台留守家庭児童育成室運営業務

事業者	委員							1位と順位付けた委員数(人)	プレゼン	最上位と最下位を除いた平均点	会計	評価項目別の満たすべき基準
	A	B	C	D	E	F	G		委員半数以上から650点以上		60点以上	
(株)パソナフォスター	791	763	714	698	731	776	862	7/7	○	755.0	○	○
b	696	706	667	651	673	710	799	0/7	○	690.4	○	○
c	650	662	664	643	629	533	713	0/7	○	649.6	×	○

3事業者審査した結果、株式会社パソナフォスターを最優秀提案者として選定しました。

7 吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準
別紙のとおり

別紙

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準

Ⅰ【一次審査用】

評価項目		審査基準	配点
		審査の視点	
1 応募動機について	○応募動機は福祉の向上及び増進を見据えたものか	○吹田市内に事業所及び運営する施設が存在するなど、吹田市に根ざしている事業者であり、地域貢献の姿勢が見られるか。 ○子供の最善の利益を考慮することについての理解があるか。 ○女性の社会進出の推進や共働き世帯の増加による本業務のニーズの増大を理解し、社会貢献を考えているか。	45
2 法人の活動実績・理念等について	○児童の福祉や教育に関する理解や取組姿勢	○本業務について、子育て世帯を支援する事業であることの理解と児童の健全育成に対する理解があり、それらの取組姿勢がみられるか。	115
	○活動実績の状況	○これまでに、子供に関する事業の実績が5年以上あるか。又は、それに相当するような実績があるか。	
3 留守家庭児童育成室の運営方針について	【児童の健全育成に対する取組や方針】 ○児童に対する保育内容が望ましいものか	○異学年で構成した班での活動等を通じた規範意識の育成やまとまりのある集団づくりの支援等、吹田市でこれまで行ってきた保育方針や保育内容の継承を基本としているか。 ○年間を通じての具体的な保育等の計画を有しているか。 ○児童が自ら進んで育成室に通い続けられるような援助が考慮されているか。 ○児童の出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助できるよう考慮されているか。 ○児童自身が見通しをもって主体的に過ごせるように保育内容が考慮されているか。 ○育成室の生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得し、集団生活を維持するために分担・協力して取り組むための援助が考慮されているか。 ○児童一人ひとりの発達段階に応じた主体的な遊びや生活、自主的な学習活動が行えるような環境を整えたり、仲間関係をつくりだせるよ	240

		うな援助が考慮されているか。 ○児童が自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、育成室での生活に主体的に関わることができるように考慮されているか。 ○児童にとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供される計画がなされており、食物アレルギーのある児童に対しては、事前に保護者との相談や代替食の用意、おやつ持参の依頼等、必要な措置を行おうとしているか。 ○児童が安全に安心して過ごすことができるように、遊びや生活の環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるように、児童自身が安全に関する自己管理能力を身に付けられる援助が考慮されているか。 ○育成室の児童の様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行うことが考慮されているか。	
	○業務開始までに、十分な引継保育が行えるか	○引継保育は、「児童との関係づくり」が目的で、4月からの運営を円滑に行うために重要であることを認識し、主任指導員をはじめ、支援の単位ごとに担任となる指導員が順次引継ぎを受けようとしているか。 ○引継保育について、「支援の単位当たり20日以上（うち有資格者又は実務経験者が半数以上）」という要件を満たした上で、具体的な実施日数等が明示されているか。 ○引継保育を実施する職員が既に確保されている、若しくは確保する見込みがあるか。 ○一日の流れだけでなく、月間及び年間行事等の把握に努めるとともに、児童の顔と名前の一致だけでなく、児童一人ひとりの性格や個性等の把握にも努めようとしているか。 ○配慮を要する児童や信頼関係構築に時間を要する児童に対しては、特別に時間をかけて引継保育を行おうとしているか。	
	○新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染防止対策の重要性を十分理解しているか	○新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染防止対策を講じるための具体的な対策案を持っているか。	

	○放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか	○放課後児童健全育成事業の目的（留守家庭児童の健全育成と保護者の就労等の支援）について理解し、保育内容の向上を図る姿勢があるか。 ○仕様書を満たした上で、保育内容の充実を図る提案や、保護者の負担軽減につながる提案があるか。（法人のノウハウを生かした学習活動や取組、ICTを活用した取組、1日保育時の昼食提供など）	
	【保護者との連携】 ○保護者への情報提供の方法について	○連絡帳や保護者の迎えの際に、児童の様子を日常的かつ継続的に伝えることの重要性を認識しているか。 ○「おたより」を定期的に発行し、育成室での出来事やイベントのお知らせを行おうとしているか。	
	○保護者の理解・協力を得た円滑な運営が可能か	○懇談会については、全体懇談会や個別懇談会等、開催方法を工夫し、できるだけ保護者からの意見を聞き取ろうとしているか。 ○保護者参加型行事の計画がある等、保護者と指導員、保護者同士の交流を持つことで、保護者との協力関係の構築を図ろうとしているか。	90
	○保護者支援の姿勢	○保護者と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する姿勢があるか。 ○保護者からの相談にいつでも気軽に応じる姿勢や相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける等、保護者への支援と保護者との信頼関係構築の姿勢があるか。	
	【学校及び地域との連携】 ○学校及び地域との良好な連携体制を築き、円滑な運営が可能か	○台風等の災害やインフルエンザ等により臨時休校になった場合の対応についてあらかじめ決めておく等、緊急時の児童の受渡し体制整備の必要性を認識しているか。 ○児童の生活の連続性を保障するために、学校での出来事やいじめの問題、児童同士のトラブル等の情報共有を図ることの重要性を理解し、学校と連携して対応する姿勢があるか。 ○学校及び地域、保護者等と連携し保育環境の向上を図っているか。	45
4 支援を要する児童の受入れについて	○児童の発達や障がい等に関する十分な知識を有し、必要な配慮や支援等の対応が可能か	○地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、配慮を要する児童についても、他の児童と	90

		同じように、一人ひとりの個性や人格を尊重する姿勢があるか。 ○配慮を要する児童の保育や見守りを行った経験を有している指導員の配置を考えているか。 ○障がいのある子供の育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障がいについて理解する姿勢があるか。 ○配慮を要する児童が育成室の児童たちとの生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う姿勢があるか。 ○配慮を要する児童についても、児童一人ひとりの特性を把握した上で、できる限り集団で過ごすことができるように努めているか。 ○吹田市が提供する療育施設の職員等による助言を参考にし、保育を行う姿勢があるか。	
5 児童虐待への対応について	○虐待防止についての意識の高さ、迅速に対応できる体制等	○児童の心身の安全が第一と考え、日常の様々な場面において、児童の心身状態に留意しようと考えているか。 ○児童の家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、児童と保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市や関係機関と連携して適切な支援につなげる姿勢があるか。 ○虐待の疑いが生じた場合は、速やかに市に連絡するとともに学校と情報共有を行う体制を整えることを考えているか。 ○関係機関との情報共有に努め、問題解決のための役割を果たそうとしているか。 ○特に配慮を必要とする児童への対応に当たっては、保護者や児童のプライバシーの保護と業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する姿勢があるか。 ○児童虐待に対応する職員の専門性の向上を目的とした研修の実施や、人材育成体系の構築を考えているか。	75
6 緊急時の連絡体制、安全対策について	○緊急時の連絡体制が整っているか	○緊急時には、一般的な移動手段で60分以内に当該育成室を訪れることができる位置に法人の事業所があるか。又は、それと同程度に有効な体制が確保されているか。 ○緊急時に市・学校・保護者と連絡を取る手順等についてあらかじめ	60

		整備しようとしているか。	
	○安全に対する意識や取組姿勢が十分か	○災害や不審者対応などを想定した安全マニュアルを作成し、それをもとに安全対策を講じているか。 ○避難訓練を定期的実施しようとしているか。	
7 守秘義務、個人情報の取扱いについて	○守秘義務、個人情報保護についての意識の高さ、適正な管理監督について	○守秘義務や個人情報保護についての意識向上のための取組があるか。 ○個人情報保護マニュアルを整備しているか。 ○個人情報が記載された書類等を施錠できる場所に保管しようとしているか。 ○個人情報の漏洩事案が発生した場合は、直ちに市に報告する必要性を認識しているか。	60
8 職員体制について	○集団での保育や教育に関して経験を有する者がどの程度配置されるか	○仕様書に定める資格要件を満たす指導員の確保策を有しているか。 ○主任指導員、有資格者又は実務経験者の指導員の確保が具体的に進んでいるか。また、勤務体制が確立されているか。 ○補助的な指導員についても、実務経験者を配置しようとしているか。 ○障がい児に対する加配配置についても、実務経験者を配置しようとしているか。	60
	○安定して継続的に配置できるか	○主任指導員について、正規雇用とするなど継続性のある雇用にしようとしているか。 ○主任指導員以外の指導員について、正規雇用とするなど継続性のある雇用にしようとしているか。 ○指導員が継続して勤務できるように、健全な職場環境の整備に努めているか。 ○指導員の欠員が生じた場合に、補充する交代要員やバックアップ要員の具体的な確保策があるか。	60
	○過重労働とならないよう配慮がなされているか	○夏休み等の一日保育時に、指導員の長時間労働を防ぐ対策があるか。 ○実務経験を有する指導員を複数名確保する等、一部の指導員が業務	30

		過多とならないような対策があるか。	
	○職員の質の向上に努めているか	○法人内部での研修に努めるとともに、吹田市主催の研修に積極的に参加する姿勢が見られるか。 ○放課後児童クラブ運営指針や放課後児童クラブ運営指針解説書の内容を指導員間で共有し、指導員全体のスキルアップに努めようとしているか。	30
合 計			1,000

2【二次審査用】

評価項目		審査基準	配点
		審査の視点	
1 応募動機について	○応募動機は福祉の向上及び増進を見据えたものか	○吹田市内に事業所及び運営する施設が存在するなど、吹田市に根ざしている事業者であり、地域貢献の姿勢が見られるか。 ○子供の最善の利益を考慮することについての理解があるか。 ○女性の社会進出の推進や共働き世帯の増加による本業務のニーズの増大を理解し、社会貢献を考えているか。	45
2 法人の活動実績・理念等について	○児童の福祉や教育に関する理解や取組姿勢	○本業務は、子育て世帯を支援する事業であることの理解と児童の健全育成に対する理解があり、それらの取組姿勢がみられるか。	85
	○活動実績の状況	○これまでに、子供に関する事業の実績が5年以上あるか。又は、それに相当するような実績があるか。	
3 留守家庭児童育成室の運営方針について	【児童の健全育成に対する取組や方針】 ○児童に対する保育内容が望ましいものか	○異学年で構成した班での活動等を通じた規範意識の育成やまとまりのある集団づくりの支援等、吹田市でこれまで行ってきた保育方針や保育内容の継承を基本としているか。 ○年間を通じての具体的な保育等の計画を有しているか。 ○児童が自ら進んで育成室に通い続けられるような援助が考慮されているか。 ○児童の出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助できるよう考慮されているか。 ○児童自身が見通しをもって主体的に過ごせるように保育内容が考慮されているか。 ○育成室の生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得し、集団生活を維持するために分担・協力して取り組むための援助が考慮されているか。 ○児童一人ひとりの発達段階に応じた主体的な遊びや生活、自主的な	240

		学習活動が行えるような環境を整えたり、仲間関係をつくりだせるような援助が考慮されているか。 ○児童が自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、育成室での生活に主体的に関わることができるように考慮されているか。 ○児童にとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供される計画がなされており、食物アレルギーのある子どもに対しては、事前に保護者との相談や代替食の用意、おやつ持参の依頼等、必要な措置を行おうとしているか。 ○児童が安全に安心して過ごすことができるように、遊びや生活の環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるように、児童自身が安全に関する自己管理能力を身に付けられる援助が考慮されているか。 ○育成室の児童の様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行うことが考慮されているか。	
	○業務開始までに、十分な引継保育が行えるか	○引継保育は、「児童との関係づくり」が目的で、4月からの運営を円滑に行うために重要であることを認識し、主任指導員をはじめ、支援の単位ごとに担任となる指導員が順次引継ぎを受けようとしているか。 ○引継保育について、「支援の単位当たり20日以上（うち有資格者又は実務経験者が半数以上）」という要件を満たした上で、具体的な実施日数等が明示されているか。 ○引継保育を実施する職員が既に確保されている、若しくは確保する見込みがあるか。 ○一日の流れだけでなく、月間及び年間行事等の把握に努めるとともに、児童の顔と名前的一致だけでなく、児童一人ひとりの性格や個性等の把握にも努めようとしているか。 ○配慮を要する児童や信頼関係構築に時間を要する児童に対しては、特別に時間をかけて引継保育を行おうとしているか。	

	○新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染防止対策の重要性を十分理解しているか	○新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染防止対策を講じるための具体的な対策案を持っているか。	
	○放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか	○放課後児童健全育成事業の目的（留守家庭児童の健全育成と保護者の就労等の支援）について理解し、保育内容の向上を図る姿勢があるか。 ○仕様書を満たした上で、保育内容の充実を図る提案や、保護者の負担軽減につながる提案があるか。（法人のノウハウを生かした学習活動や取組、ICTを活用した取組、1日保育時の昼食提供など）	
	【保護者との連携】 ○保護者への情報提供の方法について	○連絡帳や保護者の迎えの際に、児童の様子を日常的かつ継続的に伝えることの重要性を認識しているか。 ○「おたより」を定期的に発行し、育成室での出来事やイベントのお知らせを行おうとしているか。	90
	○保護者の理解・協力を得た円滑な運営が可能か	○懇談会については、全体懇談会や個別懇談会等、開催方法を工夫し、できるだけ、保護者からの意見を聞き取ろうとしているか。 ○保護者参加型行事の計画がある等、保護者と指導員、保護者同士の交流を持つことで、保護者との協力関係の構築を図ろうとしているか。	
	○保護者支援の姿勢	○保護者と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する姿勢があるか。 ○保護者からの相談にいつでも気軽に応じる姿勢や相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける等、保護者への支援と保護者との信頼関係構築の姿勢があるか。	
	【学校及び地域との連携】 ○学校及び地域との良好な連携体制を築き、円滑な運営が可能か	○台風等の災害やインフルエンザ等により臨時休校になった場合の対応についてあらかじめ決めておく、緊急時の児童の受渡し体制整備の必要性を認識しているか。 ○児童の生活の連続性を保障するために、学校での出来事やいじめの問題、児童同士のトラブル等の情報共有を図ることの重要性を理解し、学校と連携する姿勢があるか。 ○学校及び地域、保護者等と連携し保育環境の向上を図っているか。	45

4 支援を要する児童の受入れについて	○児童の発達や障がい等に関する十分な知識を有し、必要な配慮や支援等の対応が可能か	○地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、配慮を要する児童についても、他の児童と同じように、一人ひとりの個性や人格を尊重する姿勢があるか。 ○配慮を要する児童の保育や見守りを行った経験を有している指導員の配置を考えているか。 ○障がいのある子供の育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障がいについて理解する姿勢があるか。 ○配慮を要する児童が育成室の児童たちとの生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う姿勢があるか。 ○配慮を要する児童についても、児童一人ひとりの特性を把握した上で、できる限り集団で過ごすことができるように努めているか。 ○吹田市が提供する療育施設の職員等による助言を参考にし、保育を行う姿勢があるか。	90
5 児童虐待への対応について	○虐待防止についての意識の高さ、迅速に対応できる体制等	○児童の心身の安全が第一と考え、日常の様々な場面において、児童の心身状態に留意しようと考えているか。 ○児童の家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、児童と保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市や関係機関と連携して適切な支援につなげる姿勢があるか。 ○虐待の疑いが生じた場合は、速やかに市に連絡するとともに学校と情報共有を行う体制を整えることを考えているか。 ○関係機関との情報共有に努め、問題解決のための役割を果たそうとしているか。 ○特に配慮を必要とする児童への対応に当たっては、保護者や子どものプライバシーの保護と業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する姿勢があるか。 ○児童虐待に対応する職員の専門性の向上を目的とした研修の実施や、人材育成体系の構築を考えているか。	75
6 緊急時の連絡体制、安全対策について	○緊急時の連絡体制が整っているか	○緊急時には、一般的な移動手段で60分以内に当該育成室を訪れることができる位置に法人の事業所があるか。又は、それと同程度に有効	60

		な体制が確保されているか。 ○緊急時に市・学校・保護者と連絡を取る手順等についてあらかじめ整備しようとしているか。	
	○安全に対する意識や取組姿勢が十分か	○災害や不審者対応などを想定した安全マニュアルを作成し、それをもとに安全対策を講じているか。 ○避難訓練を定期的実施しようとしているか。	
7 守秘義務、個人情報の取扱いについて	○守秘義務、個人情報保護についての意識の高さ、適正な管理監督について	○守秘義務や個人情報保護についての意識向上のための取組があるか。 ○個人情報保護マニュアルを整備しているか。 ○個人情報が記載された書類等を施錠できる場所に保管しようとしているか。 ○個人情報の漏洩事案が発生した場合は、直ちに市に報告する必要性を認識しているか。	60
8 職員体制について	○集団での保育や教育に関して経験を有する者がどの程度配置されるか	○仕様書に定める資格要件を満たす指導員の確保策を有しているか。 ○主任指導員、有資格者又は実務経験者の指導員の確保が具体的に進んでいるか。また、勤務体制が確立されているか。 ○補助的な指導員についても、実務経験者を配置しようとしているか。 ○障がい児に対する加配配置についても、実務経験者を配置しようとしているか。	60
	○安定して継続的に配置できるか	○主任指導員について、正規雇用とするなど継続性のある雇用にしようとしているか。 ○主任指導員以外の指導員について、正規雇用とするなど継続性のある雇用にしようとしているか。 ○指導員が継続して勤務できるように、健全な職場環境の整備に努めているか。 ○指導員の欠員が生じた場合に、補充する交代要員やバックアップ要員の具体的な確保策があるか。	60
	○過重労働とならないよう配慮がなされているか	○夏休み等の一日保育時に、指導員の長時間労働を防ぐ対策があるか。	30

		○実務経験を有する指導員を複数名確保する等、一部の指導員が業務過多とならないような対策があるか。	
	○職員の質の向上に努めているか	○法人内部での研修に努めるとともに、吹田市主催の研修に積極的参加する姿勢が見られるか。 ○放課後児童クラブ運営指針や放課後児童クラブ運営指針解説書の内容を指導員間で共有し、指導員全体のスキルアップに努めようとしているか。	30
9 提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの信頼性及び確実性について	○提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容が信頼できるものか、また確実に実現できるものか	○提出書類とプレゼンテーション・ヒアリングの内容に一貫性があり、信頼性や真実性が感じられる説得力があるか。 ○提出書類とプレゼンテーション・ヒアリングの内容は、確実に実現できる根拠があるか。	30
合 計			1,000

3 【二次審査用（会計項目）】

評価項目		審査基準	配点
		審査の視点	
10 収支計画書について	【委託料の収支計画書】 ○事業費の積算が合理的か	○収支の均衡が図れているか。	70
	○事業費の配分が適切か	○共通仕様書に規定の開室時間に換算し、主任指導員、有資格者又は実務経験者の指導員1名当たり年間2,500,000円以上の給与支払予定があるか。	
	○充実した事業運営が実施できると認められるか	○教材費として、けん玉や書籍、おもちゃ、工作材料など保育物品、イベントに係る経費等に十分な支出（1室当たり年間300,000円程度）を見込んでいるか。 ○想定される事務経費が積算されており、その経費は適正か。	
	【保護者から実費徴収するおやつ代の収支計画書】 ○保護者から徴収するおやつ代について適正な収支計画を立てているか	○想定される入室見込児童数に対して、月々2,000円前後のおやつについて、適正な収支計画を立てているか。	
11 法人の経営基盤について	○長期間、安定した事業運営が継続できる財政基盤を有しているか	○株式会社の場合、自己資本比率が40%を超えるか。社会福祉法人の場合、自己資本比率が70%を超えるか。NPO法人の場合、本事業と同程度の事業の運営実績がある、若しくはそれに準じる実績があるか。 ○直近の事業活動が黒字であるか。 ○株式会社の場合、流動比率が150%を超えるか。社会福祉法人の場合、流動比率が200%を超えるか。NPO法人の場合、本業務の運営が可能な運営体制がある、若しくは運営実績のある者が理事に就任しているか。	30
合 計			100

4 採点の基準

審査基準ごとに、次のとおり５段階評価して採点し、合計点数を求める。

直営育成室の標準的な運営状況の評価を「(3) ふつう」に相当するものとして採点する（一次審査の評価項目 1・2 及び二次審査の評価項目 1・2・9・10・11を除く）。

なお、審査の公正性及び公平性を確保するため、「(1) 劣っている」又は「(5) 特に優れている」の評価を加える場合は、必ず具体的にその理由を採点表に記載するものとする。

～５段階評価～

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 劣っている | 配点の５分の１ |
| (2) やや劣っている | 配点の５分の２ |
| (3) ふつう | 配点の５分の３ |

※ 直営育成室の標準的な運営状況の評価相当（一次審査の評価項目 1・2 及び二次審査の評価項目 1・2・9・10・11を除く）

- | | |
|-------------|---------|
| (4) 優れている | 配点の５分の４ |
| (5) 特に優れている | 配点の５分の５ |

5 一次審査（書類審査）

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」（様式第３号）をもとに選定等委員会が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準Ⅰ【一次審査用】」（別紙）に基づいて評価、採点して、出席委員の半数以上から650点以上の採点合計を獲得した事業者を二次審査の対象者として選定する。ただし、選定事業者が３者を超える場合には、１位と順位付けした委員数が多い事業者を上位とし、上位３位までの事業者を対象者として選定し、３位が同数となった場合は、複数通過も可とする。なお、１位と順位付けした委員数で選定できない場合は、同数となった者について、２位と順位付けした委員数が多い者を上位として選定する。２位と順位付けした委員数でも選定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として選定する。いずれの方法でも選定できない場合は、委員会による合議又は多数決により選定する。

6 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

(1) 二次審査対象事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともにヒアリングを受け、選定等委員会は、その内容について

て「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準2【二次審査用】」に基づいて評価、得点化して、以下のアからエの全ての条件を満たす事業者の内、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定する。

ア 出席委員の半数以上から採点合計が650点以上

イ 出席委員の採点のうち、最上位と最下位の採点を除外した採点合計の平均が650点以上

ウ 評価項目3『留守家庭児童育成室の運営方針について』及び8『職員体制について』の各審査基準において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けていない

エ その他の評価項目（1・2・4～7・9）の各審査基準において、出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていない

（2）応募事業者の会計状況について専門的な見地から審査するため、規定上の区分「会計に関し専門的知識又は経験を有する者（1人）」は、応募事業者から提出される「収支計画書」、「前年度の収支計算書、損益計算書、貸借対照表等の書類」及びこれらに関するプレゼンテーション・ヒアリング審査の内容について、「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準3【二次審査用（会計項目）】」に基づいて評価して得点化し、以下のア・イ両方の条件を満たす事業者を選定する。

ア 採点合計が60点以上

イ 各審査基準において、「劣っている」の評価を2つ以上受けていない

（3）選定等委員会は、（1）及び（2）においていずれも選定された事業者を最優秀提案者に決定する。

（1）において最上位の事業者が2者以上あるときは（同点の場合）、（2）の二次審査（会計項目）における採点合計が最も高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、当該事業者の内、二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）において、出席した委員が2位と順位付けした委員数が最も多い事業者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。更になお同点の場合は、後日、本市が指定する日において実施する当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。